特許庁が昭和五八年審判第九七四六号事件について昭和六二年九月一八日にした 審決を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

主文同旨の判決

二 被告

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決 第二 請求の原因

一 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和五五年九月二九日、意匠に係る物品を「チョコレート」とする別紙 図面一記載のとおりの意匠(以下「本願意匠」という。)について意匠登録出願 (昭和五五年意匠登録願第四〇四七二号)をしたところ、昭和五八年一月二八日拒 絶査定があつたので、同年四月三〇日審判を請求し、昭和五八年審判第九七四六号 事件として審理された結果、昭和六二年九月一八日、「本件審判の請求は、成り立 たない。」との審決があり、その謄本は同年同月二六日原告に送達された。 二 審決の理由の要点

本願意匠は、願書及び願書に添付した図面の記載によれば、意匠に係る物品が「チョコレート」であり、意匠に係る形態が図面によつて現されたもので、その意匠の内容は、別紙図面一に示すとおりである。

これに対し、原審は、卓上電気計算機の意匠(昭和五五年二月二六日に設定登録された意匠第五三〇六四七号の意匠。以下「引用意匠」という。別紙図面二)を商慣習上通常なされる程度に変化してチョコレートとして表したまでのものであつて、当業者が日本国内において広く知られた形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであり、意匠法第三条第二項の規定に該当するとして、その意匠登録を拒絶する旨の査定をした。

そこで、検討するに、請求人は上記のとおり、電卓とチョコレートの間には本件出願時において物品間に転用の慣習はなく、相互の物品の用途に何らの関係もあり食品業界、とりわけ菓子の分野においては、自然物あるいは大人の持ち物とされているところの物を、子供の玩具的趣向に合わせて、しかも菓子という食品にそれらいるところの物を、子供の玩具的趣向に合わせて、しかも菓子という食品にそれらいるところの物を、子供の玩具的趣向に合わせて、しかも菓子という食品にそれらいるところの物を、子供の玩具の趣向に合わせて、他のものき転用して、各種の材料の菓子の意匠が創作されてきていることは例を挙げるまでもないほどに広く知られているところであつて、極めて一般的であるといわざるを得ない。また、本願意匠はチョコレートにあつた形態を目的として、材料から型入れ、冷却、型抜きを考慮して完成意匠を創作したものである旨をも主張して

いるが、この点については、菓子の製造に当つては、その材料の特殊性ともあいまって、随所にその製造に当つての工夫が凝らされると同時に、実物のイメージが「菓子」そのものにイメージされているだけでよいという特殊事情も加わつて、いわゆる「実物」とは異なることが一般的であり、このことが取りも直さず、商慣習上行われる程度の変更を加えるということであつて、何ら格別のこととも考えられず、やはり極めて一般的なことといわざるを得ない。

・してみると、上記に述べた各点を前提にして、本願意匠を全体として考察するに、本願意匠は、その形態については別紙図面一に示すとおりのものであるところ、本件出願前において、意匠登録第五三〇六四七号として掲載され、同意匠公報の頒布とその閲覧によつて広く知られていた引用意匠のほとんどそのままの態様を、その意匠のイメージを損なうことのない程度に「チョコレート」とするためのであり、たとえ、本件出願前において、も形板状のチョコレートの表面にいて、チョコレートと卓上電気計算機という互いの物品間に商慣習上の転用の例が認められなかつたものであつたとしても、本願意匠はその意匠の属する分野においるの創作をすることができたものといわざるを得ない。

したがつて、本願意匠は、意匠法第三条第二項に規定する意匠に該当するものであるから意匠登録を受けることができない。

三審決の取消事由

本願意匠は、意匠法第三条第二項に規定する意匠に該当するものであるから意匠 登録を受けることができないとした審決には、引用意匠の周知性についての認定及 び本願意匠の創作容易性についての認定、判断を誤つた違法があり取り消されるべ きである。

1 引用意匠の周知性についての認定の誤り

審決は、本件出願前、引用意匠は既に意匠公報に掲載され、右公報の頒布とその閲覧によつて広く知られていた、と認定したが、意匠法第三条第一項にいう「もして広く知られた」といい得るためには、当該意匠が単に知られた、者は、知られ得る状態におかれたものでは足りず、少なくとも当業者の多くの者現実に周知していなければならないものであつて、その表された意匠の外形が、知らにどこかに存在していれば足りるというものではなく、当業者である創作者が知らないということができない程のものでなければならない。そして、本件における当業者とは、引用意匠の卓上電気計算機の業者ではなく、チョコレート業界における当まとは、引用意匠の卓上電気計算機の業者ではなく、チョコレート業界における当まとは、引用意匠の自用意匠の掲載された公報を閲覧するといった当時であるが、方一、あったとしても極めて稀なケースであるから、引用意匠が周知の形態に掲載され、その公報が頒布、閲覧されたからといって引用意匠が周知の形態になっていたとは到底いえない。

2 本願意匠の創作容易性についての認定、判断の誤り

さらに、引用意匠は、その正面図等において、キー部分は、計算機基盤上より真つ直ぐ立ち上がつていて、指先が当る部分が偏平に形成され、しかも、それぞれのキーに付された文字が省略され、その上キー部分とデイスプレイである表示部分

等、基盤上に現れている各部分が全体として簡略的に表現されている。これに対し、本願意匠は、商慣習上通常なされる程度の台形板状のチョコレート基盤上のキー部分はともかくとして、それ以外の創作の要旨の一部であるキー部分が前記基盤上より斜め方向に先細り状に指先の形状に合致するように中央部分が陥没しており、表示部分及び表示部分に表示されている数字、スイツチ部分の表示が具体的に表されており、更に、前記表示部分の右隣には引用意匠には表現されていない音符記号が付加されている等、全体として基盤上の各部分が引用意匠のそれより細かく表現されている。これらの形態上の差異は、本願意匠の方が引用意匠のものより、より詳細な工夫が加えられたものといえるのであり、したがつて、本願意匠は引用意匠の転用になるものではない。

- 第三 請求の原因に対する認否及び被告の反論
- **一 請求の原因一及び二の事実は認める。**
- 二 同三の審決の取消事由の主張は争う。

審決の認定、判断は正当であつて、審決に原告主張のような違法の点はない

1 引用意匠の周知性について

特許庁において発行された意匠公報は、公衆の閲覧に供するため全国百余か所の公衆閲覧所に頒布され、発行日あるいはそれから一週間程度の間に公開され、そこにおいて、いわゆる不特定大多数の者がこれを閲覧しているところである。そうして、引用意匠が掲載された意匠公報は、昭和五五年五月八日の発行のものであり、本件意匠登録願は昭和五五年九月二九日の出願であるところをみれば、その間、約四、五か月あることになり、この間に全国の閲覧所において同公報を閲覧した者はおびただしい数に昇ることは疑う余地がない。してみれば、不特定大多数の者がこれを閲覧し、知り得ることになり、したがつて、引用の意匠公報は現実に広く知られていることに帰するものと考えて何ら差しつかえない。

また、右公報が不特定大多数の者によつて閲覧され、知得されていることに鑑みれば、その意匠の属する分野(本願意匠の属する業界)における通常の知識を有する者もまたこれに包含されていると理解される。

2 本願意匠の創作容易性について

本願意匠と引用意匠とは、用途と機能において異なり、その意匠の属する分野を全く異にすることは原告主張のとおりである。しかし、本願意匠の分野、すなな物である。しかし、本願意匠の分野を担めてある。しかし、本願意匠の分野を担めてある。しかし、本願意匠の分野をである。しかし、本願意匠の分野を担める時間に限らずるとの創作がなされており、古くより、本願を匠の創作がなされており、本願の意匠が引用の意匠とほとんどものままの態様(商を出ているを関いては出願の意匠が引用の意匠とほとんどない。といえる程度に似ていないよならない。といえる程度に似ていない。といえる程度に似ていない。といえる程度にのイメージを損な更を加えている目にのよいの意匠のままの態要をその意匠のイメージを損な更を加えている目にのよりとするための商慣習上通常なされる程度の変更をいものと記めており、とするによりであるには、本の意匠の高によいるを得ないものといわざるを得ないものといわざるを得ないものといわざるを得ないた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものといわざるをれた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものといわざるをれた形状に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものといわざるを

また、本願意匠は引用意匠より、詳細な工夫が加えられているとの点について、別紙図面一と同図面二を比較検討しても理解でとしてかないるとの正と的では、別紙図面と体の配置構成は、細部はともから違わないるでは、より詳細な工夫が加えられているとの正とがないるでないるでは、より詳細な工夫が加えられたののとされるの記憶機」といった。また、「真とされるの野にあるでは、よりであるであり、また、一会のであるであり、また、一会のであるであり、また、一会のであるとは、一会のであるとは、一会のであるであるとは、一会のであるとは、一会のであるとは、一会のであるとは、一会ので

に意匠の創作をすることができたものといわざるを得ないとした審決に何ら違法はない。

第四 証拠(省略)

理 由

一 請求の原因ー (特許庁における手続の経緯)、二 (審決の理由の要点)の事実は、当事者間に争いがない。

二、そこで、原告主張の審決取消事由の存否について判断する。

原告は、引用意匠が意匠公報に掲載され、右公報が頒布、閲覧されたからといつて、そのことから直ちに引用意匠が意匠法第三条第二項にいう「日本国内において広く知られた」形態すなわち周知の形態とはいえない旨主張する。

意匠法第三条第二項の規定は、意匠登録出願前にその出願に係る意匠がすでに日本国内において広く知られた形状、模様、もしくは色彩又はこれらの結合、すなわち周知の形態に基づいて容易に創作をすることができるものであるときは、意匠としての創作性が低く、意匠権という独占的、排他的な権利を付与することが相当でないことを理由として、右出願に係る意匠について意匠登録を受けることができないとしたものと解されるから、右にいう周知の形態であるというには、その意匠が単に不特定多数の人に知られ得る状態におかれただけでは足りず、当該意匠の属する分野において、通常の知識を有する者、すなわち当業者がその形態を現実に認識していたことが必要であつて、その意匠の形態について、当業者である創作者があらないということができないほどに知れわたつていることを要するというべきである。

これを本件についてみるに、成立に争いのない甲第一号証、原本の存在ならびに成立について争いのない甲第五号証の二に前記争いのない事実及び本件口頭弁全趣旨を総合すると、引用意匠は、その意匠に係る物品を「卓上電気計算機」とする意匠であつて、昭和五年五月八日発行の意匠公報に掲載され、右公報はその意匠に係る物品を「チョコレート」とする意匠であつて、引用意匠が表である。と、引用意匠は、本件出願前、約四か月余の間全国百余か所の公衆問覧所において公開され、この間不特定多数のものがこれを閲覧し、その形状を知り得る状態におかれていたことは認められるけれども、右閲覧公開により、引用意匠とは意匠に係る物品を異にするチョコレートの業界における当業者が現実にこれを知るに至つたとまでは認定できず、その意匠が周知の形態になったとは認められるい。

ない。 そうすると、本件審決は、周知の形態とは認められない引用意匠をもつて、意匠 法第三条第二項にいう周知の形態と認定した点において誤つており、その結果、同 条項にいう周知の形態とはなしえない引用意匠に基づき本願意匠が容易に創作をす ることができたとしたものであるから、違法として取消しを免れない。 三 よつて、本件審決の取消しを求める原告の本訴請求を認容し、訴訟費用の負担 につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条の各規定を適用して、主文のと おり判決する。

(裁判官 藤井俊彦 竹田稔 岩田嘉彦)

別紙図面一<12739—001>

別紙図面二<12739—002>